

国内募集型企画旅行条件書

株式会社 奥信越

新潟県知事登録旅行業第2-368号
社団法人全国旅行業協会正会員

NO.1

☆お申込みの際は、必ずこの旅行書面をお読みください。

☆この書面は旅行業法第十二条の3に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第十二条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1、募集型企画旅行

- (1) この旅行は(株)奥信越(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする予約書面(特段の変更がない限りパンフレットに記載された日程表を確定書面「最終旅行日程表」に替えさせていただきます。)及び当社旅行業約款募集型企画旅行型契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けます。

2、旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) ①当社、本店営業所または②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②併せて「当社ら」といいます)に電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の申込みの受け付けをいたします。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の旨を承諾し、旅行条件等を記載した予約書面を旅行申込者に送付した時点で成立したものとします。但し、その他の通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。
- (2) 旅行参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (3) 本項(2)の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な処置に要した費用は、お客様の負担とします。
- (4) 団体・グループ契約
 - ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(4)の②～⑥の規定を適用いたします。
 - ②当社は特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
 - ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後に於いては予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
 - ⑥なお、旅行契約の申込方法、契約成立時期、お申込金等の取り扱いに関しては、当社の判断により受注型企画旅行取引条件説明書面を適用する場合があります。

3、申込条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨をお申込み時にお申出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送、宿泊機関などの状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者/介護者の同行などを条件としていただくか、お客様の同意によりコースの一部内容を変更させていただきますか、あるいは参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とされる状態になったと当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な処置を取らせていただきます。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、別途主催するオプションツアー(以下「小旅行」といいます。)につきましては、この限りではありません。
- (6) お客様の都合により旅行の行程中、離団される場合はその旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は、団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

4、契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1) 当社らは第2項(1)に定める契約の成立後速やかに、お客様にご旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。なお、確定書面は本項1の(2)に準拠いたします。
- (2) 第2項(1)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問合せがあったときには、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況について説明をいたします。
- (3) 当社が募集型企画旅行により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。

5、旅行代金のお支払期日

- (1) 旅行代金は当旅行の宿泊施設(ニュー・グリーンピア津南)にご宿泊、ご精算の際に全額お支払ください。但し、第2項⑥に記載する団体・グループ等で受注型企画旅行取引条件書を適用すると判断された場合は、この限りではありません

6、旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈の無い場合、満12歳以上の方は、大人代金、12歳未満(小学生)の方は子供代金、就学前の幼児(3歳以上、7歳未満)の方は幼児代金(但し、3才未満は原則無料)となります。
- (2) 旅行代金は、パンフレットに表示しております。出発日と宿泊人数でご確認ください。
- (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は第12項(1)の「取消料」および第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7、ご旅行代金に含まれるもの

- (1) 当該パンフレットに明示した運送機関の料金、宿泊費及び消費税等諸税(入湯税別)、サービス料等を含みます。
- (2) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」と明示したその他の費用。
上記、(1)～(2)についてはお客様が都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8、ご旅行代金に含まれないもの

- 第7項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) クリーニング、電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う消費税等諸税・サービス料。
 - (2) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
 - (3) 定員未満のお部屋をご利用される場合の割増料金。
 - (4) 希望者のみ利用されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
 - (5) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
 - (6) ご自宅から発着地までの交通費、宿泊費

9、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結中であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行契約によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め当社事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。但し、緊急の場合に於いてやむを得ないときは、変更後に説明します。

10、旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- (1) 利用する運送機関の料金が著しい経済情勢の変化により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその減額または増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額または減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前に

- お客様にその旨を通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)に定める適用料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減額だけ旅行代金を減額いたします。
 - (3) 第9項により契約内容が変更され、旅行実施に関する費用が増加または減少したときは当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担となります。
 - (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合に於いて、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になった時は、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

11、お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社営業所並びに受託宿泊機関に旅行契約上の地位の変更を申出なければなりません。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12、お客様による旅行契約の解除

- (1) 旅行開始前
 - ①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約解除期日」とは、お客様が当社らの営業日、営業時間内に解除する旨をお申込みいただいたときを基準といたします。

表1)取消料(一般直行バス付き宿泊プラン)

取消料(人員/旅行解除日)	当日	3日前～前日	7日前～4日前
1～19名	旅行代金の50%	旅行代金の20%	旅行代金の10%
20名以上	無連絡・不参加は旅行代金の50%とし、以外は当社料率によります。		

注1)表1の取消料は、当社「直行バス付宿泊プラン」利用の取消料となります。特定企画、特定コースまたは各自治体の補助金制度利用の宿泊取消料は、別途、各々のパンフレットに定めるところによります。

注2)本項(1)の①「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

注3)宿泊施設を連泊でご利用の場合、初日(第一日目)のみ取消料の対象となります。
②お客様の都合で出発日を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます
③お客様の都合で次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
ア.第9項に基づき契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第19項の表に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ.第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
エ.当社らがお客様に対し、第4項に定める記述までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
オ.当社の帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実務が不可能となったとき。
④当社らは本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)を所定の取消料を差引いた残額を払戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その残額を申受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合は、その差額代をそれぞれいただきます。

- (2) 旅行開始後
 - ①旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一部放棄された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
 - ②お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合に於いて当社は、旅行代金の内お客様が当該受領することができなくなった部分に係わる金額から当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差引いたものをお客様に払戻します。

13、当社による契約の解除

- (1) 旅行開始前
 - ①当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
ア.お客様が、当社が予め明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
イ.お客様が必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
ウ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
エ.お客様が、契約内容に関し合理的範囲を超える負担を求めたとき。
オ.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(小旅行にあっては前日)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。
カ.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社が予め明示した旅行条件が成熟しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
キ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合に於いて、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になる場合が極めて大きいとき。

- (1) 旅行開始後
 - ①当社は次に掲げる場合に於いて、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
ア.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
イ.お客様が安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合に於いて、旅行の継続が不可能となったとき。
②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する債務の弁済がなされたものとします。この場合、お客様が既に受けた旅行サービスの代金及びこれに係わる取消料・違約料を当社に支払わなければなりません。
③当社は、本項(2)①のア、ウの規定によって旅行契約後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

14、旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規定により旅行契約が解除された場合に於いて、既に旅行代金(全額又は申込金)を受取している場合、旅行開始前の払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し、当該金額を払戻しいたします。

15、旅程管理

- (1) 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し、次に掲げる業務を行います。当社がお客様と異なる特約を結んだ場合はこの限りでは有りません。
 - ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - ②前①の措置を講じたにも拘わらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合に於いて、旅行日程を変更すると

きは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

- (2) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間に於いて団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。

【現地係員案内プラン】

- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません、当社は現地に於いて当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせません。

16、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えばお客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。但し、当社または当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の変更
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定に係わらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

17、お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申受けず。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地に於いて速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18、特別補償

- (1) 当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。但し、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (4) 但し、確定書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、ボブスレー、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金、見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

19、旅程保証

- (1) 当社は、次表に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更が募集型企画旅行に含まれているときはこの限りでは有りません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関の座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 - ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - イ.戦乱
 - ウ.暴動
 - エ.官公署の命令
 - オ.運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止
 - カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ.旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置
 - ②第12、13項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
 - ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に旅行サービスの提供を受けることができる場合は場合に於いては、当社は、変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額を持って限度とします。また、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が本項(1)の規定に基づく変更補償金を支払った後に当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同額の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更		2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備を下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2:確定書面を交付された場合は「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。

注 3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。

注 4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴うものへの場合には適用しません。

注 5:第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取扱います。

注 6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

20、通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます。)

- (1)通信契約については当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- (2)本項でいう(カード利用日)とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3)通信契約申込みの際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申出いただきます。
- (4)通信契約による旅行契約は、当社らが申込みを承諾する通知を發したときに成立いたします。ただし、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (5)通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。
- (6)当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けず。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7)提携情報端末(iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8)会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

21、個人情報の取り扱いについて

- (1)当社は、旅行申込みの際に必要な個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行に於いて運送、宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
※このほか、当社は、(1)当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社は、当社は保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、協同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物案内等のご案内、ご購入いただいた商品を発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、当社、グループ会社の名称及び会社における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページをご参照ください。
- (3)当社は旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は該当するパンフレットに記載する旅行申込み窓口宛に出発の10日前までにお申出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日まで祝日の場合はその前日までにお申出ください。)

22、その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)旅館・ホテル等に於いてお客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4)現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定日程表に記載された連絡先にご連絡ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、障害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合に於いて、これが当社の帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (6)ご集合時刻は、厳守してください。集合時間に遅れ、参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7)事故、大雪等による道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求に応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

23、募集型企画旅行約款について

この条件書に定めのない事項については標準旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

24、ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2016年1月1日を基準としています。

旅行代金の基準日は、各パンフレットに記載しています。